45	410,700					
46	411,000					
47	411,300					
48	411,500					
49	411,700					
50	412,000					
51	412,300					
52	412,500					
53	412,700					
54	413,000					
55	413,300					
56	413,500					
57	413,700					
58	414,000					
59	414,300					
60	414,500					
61	414,700					
62	415,000					
63	415,300					
64	415,500					
65	415,700					

定年前再任用短時間勤務職員	基俸給月額	基俸給月額	基俸給月額	基俸給月額
	円 330,000	円 432,500	円 487,700	円 624,800

備考　この表は、行政の特定の分野における高度の専門的な知識経験に基づく調査、研究、情報の分析等を行うことにより、政策の企画及び立案等を支援する業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

（国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部改正）

第三条　国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表中「二六、三八〇円」を「二九、四〇〇円」に、「一四、五八〇円」を「一六、二〇〇円」に、「一〇、三四〇円」を「一一、五〇〇円」に、「一三、三六〇円」を「一六、〇〇〇円」に、「一三、〇六〇円」を「一四、五〇〇円」に、「八、八〇〇円」を「九、八〇〇円」に、「一二、五四〇円」を「一五、一〇〇円」に、「一二、八六〇円」を「一四、三〇〇円」に、「八、六〇〇円」を「九、六〇〇円」に、「一七、八〇〇円」を「一九、八〇〇円」に、「一〇、二〇〇円」を「一一、四〇〇円」に、「七、三六〇円」を「八、二〇〇円」に改める。

第四条　国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を次のように改正する。

第一条中「服する職員」の下に「及び同法第六十条の二第二項に規定する定年前再任用短時間勤務職員」を加え、同条第二号中「であつて同表に掲げる地域又は内閣総理大臣が定める区域に居住するもの」を削る。

第五条の表第一条の項中欄中「限る」を「同法第六十条の二第二項に規定する定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項下欄中「限り、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第四十五条の二第一項の規定により採用された職員を除く」を「自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第四十一条の二第二項に規定する定年前再任用短時間勤務隊員」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第一条、第二条関係）

地域の区分	地域
一級地	北海道のうち 旭川市　帯広市　北見市　夕張市　赤平市　士別市　名寄市　歌志内市　深川市　富良野市 後志総合振興局管内のうち 虻田郡のうち京極町及び倶知安町　余市郡のうち赤井川村 空知総合振興局管内のうち 空知郡のうち上砂川町　雨竜郡のうち妹背牛町、秩父別町、北竜町及び沼田町 上川総合振興局管内 宗谷総合振興局管内のうち 枝幸郡のうち中頓別町 オホーツク総合振興局管内のうち 網走郡　常呂郡　紋別郡のうち遠軽町、湧別町、滝上町及び西興部村 十勝総合振興局管内のうち 河東郡　河西郡　広尾郡のうち大樹町　中川郡　足寄郡 釧路総合振興局管内のうち 川上郡　阿寒郡
二級地	北海道のうち 札幌市　小樽市　釧路市　岩見沢市　網走市　留萌市　稚内市　美唄市　芦別市　江別市　紋別市　三笠市　千歳市　滝川市　砂川市　恵庭市　北広島市　石狩市 石狩振興局管内 渡島総合振興局管内のうち 松前郡　上磯郡のうち知内町　二海郡　山越郡 檜山振興局管内のうち 瀬棚郡　久遠郡 後志総合振興局管内のうち 島牧郡　寿都郡　磯谷郡　虻田郡のうちニセコ町、真狩村、留寿都村及び喜茂別町　岩内郡　古宇郡　積丹郡　古平郡　余市郡のうち仁木町及び余市町